

法務局から地図作成についてのお知らせ

この度、盛岡地方法務局では、下記作業地区（下図の朱線で囲んだ区域）において、法務局に備え付ける地図を新たに作成することになりました。

この地図を作成するに当たり、その趣旨を御理解いただき、皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

【地図を作成する理由】

現在、法務局に備え付けている上記地域の地図は、一部の区域を除き明治時代に作成されたもので、地図の精度も低く、地図と現地の形状が一致しないなど、地図に求められる土地の位置・境界（筆界）を明確にする機能が十分ではありませんでした。そこで、盛岡地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地の一つ一つの筆界を確認し、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成するものです。

【地図作成の効果】

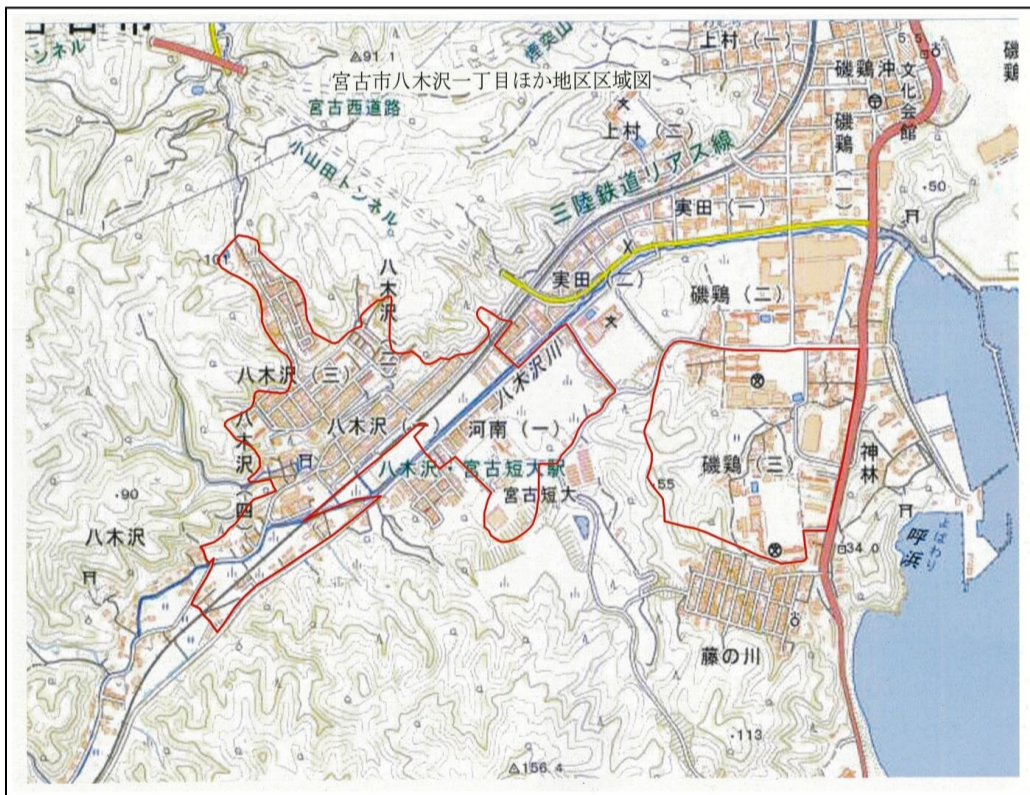
- 1 国家基準点に基づいた測量により作成された地図及び地積測量図を法務局に備え付けることによって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界（筆界）に関する争いを未然に防ぐことができ、土地取引の信用度が高まります。
- 2 境界標が無くなるなどして土地の筆界が分からなくなっても、この地図に基づき測量をすることによって、筆界の位置を現地に復元することができます（道路、下水道などの公共事業の整備や、万一の災害の後でも、迅速な復旧に役立ちます。）。
- 3 調査・測量の結果、地目や地積（面積）に誤りが発見された土地については、現況に合わせる登記を皆様の御負担なしに行います。
- 4 地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格に維持管理されます。

【作業地区】

- 1 宮古市八木沢一丁目
- 2 宮古市八木沢二丁目
- 3 宮古市八木沢三丁目
- 4 宮古市八木沢四丁目
- 5 宮古市磯鶏三丁目の一部
- 6 宮古市河南一丁目の一部
- 7 宮古市八木沢第4地割の一部
- 8 宮古市八木沢第5地割の一部
- 9 宮古市磯鶏第6地割の一部
- 10 宮古市磯鶏第7地割

【作業期間】

令和7年7月から令和9年3月31日まで



お問い合わせ連絡先

（令和8年12月末日まで（予定））

〒027-0025 宮古市実田一丁目5番4号

盛岡地方法務局地図作成事業宮古現地事務所

電話 0193-71-4175 *平日の10時から16時まで

担当 表示登記専門官 佐藤

（令和9年1月以降）

〒027-0038 宮古市小山田一丁目1番1号宮古合同庁舎3階

盛岡地方法務局宮古支局 電話 0193-62-2337 担当 表示登記専門官 佐藤

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号盛岡第2合同庁舎

盛岡地方法務局登記部門筆界特定室 電話 019-624-9855

地理院地図
GSI Maps

【計画機関】

盛岡地方法務局

【作業機関】

公益社団法人 岩手県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

法務局が作成する地図ができるまで

法務局が備え付ける地図とは

皆様、御承知のとおり、土地や家を売買したり、担保に入れたりするときには、一般的には登記をします。登記所（法務局）では、登記情報を管理しています。土地の登記情報には、一つ一つの土地ごとに所在、地番、地目、地積（面積）等が登録されていますが、その土地の実際の位置や区画などは、登記情報では分かりません。

そこで、土地の位置や区画などを登記情報と一体となって特定するという重要な役割を果たすものが、「地図」です。

不動産登記法第14条第1項では、国家基準点を基礎として、各土地の筆界点を測量した精度の高い地図を法務局に備え付けることとしています。

しかし、現実には、そのような精度の高い地図の備え付けが十分ではないため、法務省では毎年この不動産登記法第14条第1項に定められた新しい地図の作成事業を実施しています。

1 準備作業（実施済み）

☆ 地区内の土地所有者への作業の周知

（次の動画に地図作成事業の概要が解説されています。<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU>

MOJchannel「登記所備付地図作成作業の実施について」）

☆ 関係資料作成



2 基準点測量（実施済み）

☆ 地図作成の骨組みとなる大切な測量で、後続の一筆地測量のよりどころとなるものです。

☆ 地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基に、地区内に基準点を設置・測量します。

3 事前調査・現況測量（令和7年9月～実施中）

☆ おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその筆界を確認するために境界標を探索し、地目や利用状況を調査します。

☆ 現況の状況を調査・測量し、既存の地積測量図等の資料に基づき、筆界点の位置を検討します。

4 一筆地調査（令和8年5月頃～8月頃）

☆ 土地所有者又はその代理人に立ち会っていただき、一筆ごとにその筆界や地番・地目等を調査します。

※立会いの日時については、事前（令和8年4～6月頃）に立会い通知書により御連絡いたします。

※筆界の調査に立ち会っていただいた際に、土地調査書に土地所有者又はその代理人の署名をお願いします。

5 一筆地測量（令和8年6月頃～9月頃）

☆ 前記2の測量で設置された基準点から、前記4の一筆地調査で確認した筆界で土地を測量します。

6 面積計算・地図作成及び地積測量図作成（令和8年8月頃～9月頃）

☆ 測量が終わると、一筆ごとの地積（面積）を計算するとともに、土地の位置、形状を縮尺500分の1の地図に図示します。また、一筆地ごとの地積測量図を作成します。

7 縦覧・異議申立て（令和8年11月頃）

☆ 測量の結果に基づいて作成した図面を皆様に送付します。一定期間皆様に確認していただき、仮に、間違いや疑問な点等があれば申し出ていただきます。

8 登記（令和9年2月～3月頃）

☆ 今回の事業により作成された地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

なお、調査・測量の結果、地目や地積（面積）が登記情報と一致しない土地については、登記官が今回の成果に基づいて職権で登記を行います。

※ こうして、皆様の土地は地図と登記情報によって特定され、現況が正確に示されることとなります。

